

官報

号外

昭和二十九年十二月十七日

○第二十二回衆議院會議錄第五号

昭和二十九年十二月十七日(金曜日)

議事日程 第五号

午後一時開議

第一 日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

第二 日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

●本日の會議に付した事件

議員辭職の件

議員今村忠助君の逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞は議長に一任するの動議(吉川久衛君提出)

外交方針に関する緊急質問(佐々木盛雄君提出)

政府のアジア外交方針に関する緊急質問(福田昌子君提出)

日中兩國貿易協定改訂に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

中国通商使節團招請に関する決議案(中村高一君外二十四名提出)

日程第一 日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

日程第二 日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する

協定の締結について承認を求めるの件

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

昭和二十八年度衆議院予備金支出

昭和二十九年年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

午後五時九分開議

○議長(松永東君) これより會議を開きます。

○議長(松永東君) 議員山本正一君から辭表が提出されております。これにつきお諮りいたします。まずその辭表を朗読いたさせます。

〔參事朗読〕

辭職願

私儀

今般衆議院議員を辭職いたし度いから御許可下されたく此段御願いたします。

昭和二十九年十二月十七日

神奈川縣選出

衆議院議員 山本 正一

○議長(松永東君) 採決いたします。

山本正一君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(松永東君) 議員今村忠助君は昨十二月十六日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

この際、弔意を表するため吉川久衛君から發言を求められております。これを許します。吉川久衛君。

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議長から御報告に相なりました故衆議院議員今村忠助君に対し院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞はこれを議長に一任するの動議を提出いたします。

昨十六日、われ／＼は、突如今村君の訃報に接し、深い驚きと悲しみに打たれたのであります。私は、この際、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辭を申し述べたいと存じます。(拍手)

君は、明治三十二年長野県下伊那郡座光寺村に生れ、同地の小学校を終え、やがて上京し、大正十五年立教大学商学部を、昭和三年には日本大学文学部を御卒業になりましたが、学生時代からつとに日本の海外発展と国際親善とに眼を注がれ、この目的をもつてしばしば海外旅行を試みられたのであります。その後も引続き、名古屋新聞の海外特派員として、または日本大学講師として、ヨーロッパ、南米等世界各地を視察せられ、その成果を、あるいは教壇において説かれ、あるいは多くの書物として著わされたのであります。しこうして、海外同胞中央会、海外同胞育英会、海外同胞援護会等の諸種の団体の理事として移民事業に努力せられておりましたが、終戦後、昭和二十二年第二十三回総選挙に、長野県第三区より衆望をになつて御出馬、みごとに當選され、その後引続き四回當選され今日に至つたのであります。

本院議員としての今村君の御活動は、諸君もよく御承知のごとく、昭和二十四年には米國におもむき、その議會制度並びに運営の事情をつぶさに視察され、また議院運営委員として、あるいは進行係として、議院の運営に力をいたされました。ことに、長期にわたり福利小委員長並びに庶務小委員長として、議員の立法活動のための環境、施設の改善及び能率化に煩をいとわず尽力されたことは、われ／＼一同深く感謝と敬意を払わねばならぬところと存じます。(拍手)また、この間文部政務次官として文部行政に参画されたのであります。君の活動舞台たる海外事業の面におきましては、海外移住協会、日本ボリグアイア協会、日本アルゼンチン協会、日本フィリピン協会、日華協会、南洋經濟懇話会等の理事長もしくは理事として移民問題の打開に尽され、国際親善のため大いに寄与せられておつたのであります。

君は、資性きわめて温厚篤実にして、人格円満、常に凛然たる和氣をもつて人に接して、何人にも深く敬愛せられておられました。また郷党の子弟の育成に献身努力せられ、私費を投じて常に学生の訓育に當つておられたのであります。

去る十月南米ボリグアイア國におもむかれ、大統領を初め関係各長官とそれぞれ具体的な移民問題の話し合いをなされ、サンタクルス市を中心とする日本人移民の広大な適地をつぶさに視察されたのであります。君としてはこれが十数度目の海外視察でありまして、大きな成果を収めて十二月四日歸朝され、郷里にお歸りになるいとまもなく臨時國會において活動せられておりました。不幸にして急に病を得られ突如逝去になりましたことは、まことに痛恨きわまりない次第でございます。(拍手)君がよいいまだ五十五

歳で、君の今後の御活躍こそ期待せられておつたのでありますが、にわかに御長逝になり、前途有為の士を失つたことは、邦家のため惜しみて余りあるところと存じます。(拍手)

ここに、議員一同を代表いたしましたし、つづしんで哀悼のまことをささげ、御冥福を心からお祈りいたす次第であります。(拍手)

○議長(松永東君) ただいま吉川君から提出されました動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて動議は可決せられました。

ここに議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

衆議院ハ議員今村忠助君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
この弔詞の贈呈方は議長においてとりはからいます。

外交方針に関する緊急質問(佐々木盛雄君提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、佐々木盛雄君提出、外交方針に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(松永東君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

外交方針に関する緊急質問を許可いたします。佐々木盛雄君。

〔佐々木盛雄君登壇〕

○佐々木盛雄君 私は、自由党を代表いたしましたとして、鳩山内閣の外交方針につきまして政府の所信をたゞさんとするものであります。

重光外相は、就任早々の十二月十一日、外務大臣の名におきまして二つの公式声明を発表されたのであります。すなわち、その一つは日本国内に向つて発表せられたものであり、もう一つは外国に向つて発表せられたものであります。ところが、この二つの声明文を比較検討いたしますのに、国内向けのものはわずかに数行のきわめて簡単なもので、その中において共産主義諸国との貿易拡大を強調するにとどまるものであるのに反し、外国向けのものは数ページに及びますところの長文のもので、その内容も相当具体的なものでございまして、外国にさへ伝えておけば国民には何も知らせなくてもよいという態度に、われ／＼はますます大きな不満を抱かざるを得ないのであります。

(発言する者多し、拍手) しかも、ここにわれ／＼が断じて了解し得ないことは、この二つの声明文の底を流れる外交方針がまったく水と油のごとく相いれない構想の上に組み立てられた政府の驚くべき二枚舌外交であるということでございます。(拍手)

鳩山首相も、重光外相も、就任以来の声明や演説や新聞談話等におきましてしばしば強調されましたことは中ソ両国との国交調整であり、これがいわば鳩山内閣の一枚看板でもあるわけでありまして、ところが、国内に向つてはかくのごとく共産諸国との融和政策を宣伝しておきながら、他方、外国向け

く反対の反共政策を掲げておるのであります。(拍手) この点をこの声明文によつて指摘いたしますならば、現在アジアの平和を脅威しつつある破壊勢力に對しましては日本の安定勢力を行使せねばならぬと述べ、さらに、共産主義諸国よりの平和政策に對しまして、チャーチル首相やアイゼンハワー大統領の唱えておられます力による平和政策、すなわち武裝平和の政策を全面的に支持し、これがアジアの現状に最も適した政策であると信ずると述べているのであります。さらに、この武裝平和の原則に立つて、重光外相は、われ／＼としては日本列島の戦略的重要性を十分認識し、自国の防衛をはかるつもりであると述べ、さらに進んで、共産主義の侵略に對する集団防衛体制の強化が急務であると主張した

て、この二つの声明文の底を流れる外交方針がまったく水と油のごとく相いれない構想の上に組み立てられた政府の驚くべき二枚舌外交であるということでございます。(拍手)

政府は、外国に對しましては反共政策を唱え、一面国内に對しましては共産国との平和共存を宣伝いたしているのではありませんか。これは鳩山内閣が国内において中ソとの国交調整の宣伝にうき身をやつすことがアメリカ初め自由主義諸国を刺激することを憂慮する結果であらうかとも考えるのであります。自由、共産両陣営のはげしい対立抗争の間にあつては、鳩山内閣のねえ的外交政策は遂に二重を迫る者一重をも得られぬ結果になることは火を見るよりも明らかであります。(拍手) まさに二枚舌外交の悲劇と言わなければなりません。

いづれにせよ、アメリカに向つては共産侵略に對する武裝平和の政策に同調し、日本国民に向つては、共産侵略の脅威に對しては鳩山内閣成立以来

一言半句も語らずに、いたずらに共産諸国との平和共存のから念仏を宣伝するがごときことは、最近平和政策に乗ぜられた国内風潮の風波に便乗して外交選挙の人氣取り政策の具に供せんとする以外の何ものでもないものであります。(拍手) 私はまずこの点に對する政府の見解を総理大臣並びに外務大臣より承りたいのであります。

鳩山氏や重光氏は、今日まで、野にありましては、吉田外交は秘密独善なりとして鋭く非難攻撃しておつたのであります。ところが、その吉田外交といえども、いまだかつて国民の目を瞞着して声明文の使いわけをするがごとき卑劣千万なことをいたしたことは絶対にございせん。(拍手) かつて吉田内閣に送られた秘密外交の汚名は、今日こそそのまゝ鳩山内閣に對して返上申し上げますとともに、私はあらためてここに国民を愚弄する欺瞞外交の烙印を押さんとするものであります。(拍手)

重光外相は、その就任の第一歩におきまして、何ゆゑにかくのごとき二枚舌外交を行わんとされるのでありましようか。その偽らざる告白を承りたいのであります。さらに、外相は、国内向け声明文やその他におきまして共産諸国との貿易拡大を誇張しておきながら、外国向け声明文におきましては、ソ連並びに中共との貿易については多くを期待しないとい告白をいたしているものであります。これまた国民を欺瞞、愚弄するもはなだしき態度と言わなければなりません。(拍手) はたしてそのいづれが真実なりや、鳩山首相の責任において国民の前に明らかにされたいのであります。

次に、鳩山、重光両氏は、今日まで吉田外交に對する非難攻撃の急先鋒であつたのであります。それで新内閣はいかなる外交政策を行わんとするか。内閣成立以來、今日までに明らかにされたところによりましますと、鳩山、重光外交なるものは、吉田、阿部外交の骨格をそのままのまゝに引き継いでおきながら、表面だけをいささかカムフラージュするにすぎないと思ふのであります。もし根本的な政策の転換があらましますならば、この際明らかにされたいのであります。(拍手) しかし、もし万が一にも吉田外交の骨格と何ら異なるものがないというならば、今日までのあなたの方の言動は、単に攻撃せんがための攻撃であつて、とうてい責任ある政治家のたるべき態度とは考えられないのであります。(拍手)

さらに、鳩山内閣の提唱する中ソ両国との国交調整とは一体何を意味するのでありましようか、具体的に御指摘願ひたいと存じます。まず、わが国は、ソ連とはいまだ法律的には戦争状態にあり、また中共は中ソ同盟条約によつて日本を彼らの仮想敵国として軍事同盟を結んでおり、また国際連合は中共を侵略者として非難をいたしております。ときに、外務大臣はサンフランシスコ平和条約並びに日米安全保障条約によつて結ばれた日米間の友好関係を阻害することなくしてソ連や中共との国交回復が現段階においてはたして可能なりとお考えでありましようか。責任ある御答弁をお願いいたしますのであります。(拍手)

また、昭和二十六年十二月二十四日付吉田・ダレス書簡におきまして、日本は中共政権とは講和条約を締結しな

い旨を確約いたしておるのであります。これは決して秘密文書でもなく、天下に公表されたものであります。しかも、この鉄則の上に立つて国民政府との日華平和条約の締結が行われたのであります。しかるに、外相は、外務委員会におきまして、吉田・ダレス書簡のごときは自分は知らぬと答えておられますが、これは、同じく外務委員会におきまして、下田外務省条約局長が日本は吉田・ダレス書簡に何ら拘束されるものではないと答えておられますことや、また去る十五日のラジオ街頭録音におきまして、鳩山首相が国民政府も中共政府もともに同じく独立国として認めると語った言葉と合せまして、まことに重大であります。私は、法律論上の解釈は別といたしましても、政治道徳ないし国際信義の観点からいたしまして、吉田・ダレス書簡を無視するがごとき日本政府の言動が日米関係や日本と国民政府との友好関係を好ましくならざる暗影を投ずることを憂慮いたしますがゆえに、あえて政府の見解を求めたいと思ふのであります。(拍手)

また、日華平和条約におきまして、この条約は国民政府が現に支配し、また将来支配することあるべき地域に対して適用されるところにうたつておりますことは、明らかに国民政府が大陸に対する潜在的主権を持つとの原則に立つて中共政権の存在を否定したものであります。鳩山内閣は、この建前をも否認して、中共を独立国家として認めんとするのであります。か。国民政府は、大陸を彼らの領土と信じ、その確信の上に大陸への反攻を待機いたしておりますし、また他方

中共政権は、台湾を彼らの領土と考へ、その解放を企図いたしておるのであります。一つの中国領土の上に二つの政権が対立しておりますときに、その二つを同時に認めるというがごときことは、とうてい考えられないのであります。日本が言ひまでもなく国民政府を相手として講和を締結し国交を回復しておりますのに、さらに鳩山首相のラジオ談話のごとく中共を独立国の政権として認めますならば、それは結局国民政府の否認となるわけでありまして、また、国際連合におきましては中国を代表するものは国民政府であるとの方針を堅持いたしておりますとき、鳩山首相が国民政府も中共政権もともに独立国の政権として認めると語った言葉は、今や国民政府や米国民政府に對しましては大きな波紋を投げかけておるのであります。内外に及ぼす影響が極めて重大であります。かり、この際鳩山首相にその真意をはつきりと御説明願ひたいのであります。(拍手)

最後に、重光外相は、外務委員会におきまして、自衛軍備を持つことは独立国として当然なことであるから、憲法改正の必要は絶対ではないと言明されたのであります。しかし、一方、鳩山首相は自衛軍備のためにすみやかに憲法改正を断行すべしとの強硬論を主張されつたことは、国民周知のところでありまして、民主党は、もとよりその成立過程におきまして各党各派の集合体でありますから、党内の御意見もその懸隔はなほだしく、諸説紛々たるようでありまして、少くとも天下の公党を名乗つて国民の前に登場いたしますししたる以上は、国家民族百年の運

命を決します防衛問題や憲法解釈につきましましては、総理大臣とその副総理たるところの外務大臣との御意見が根本的に相対立しているがごときことは、まさに醜態と言わなければなりません。(拍手)これでは総選挙を控えて国民審判の前に立つこともできなからうと存するわけでありまして、この際政府並びに民主連の統一された責任ある御見解を鳩山首相に要求する次第であります。

以上をもちまして私の緊急質問を終る次第であります。

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいまの佐々木君の質問に對してお答えを申し上げます。

中国は、中共政権が大陸において、国民政府が台湾におきまして、一つの政権を持つて領土と人民とを支配しておりますことは事実でございます。

〔拍手〕その事実を認めて独立国家と私は申すのでございます。決してこれを承認するという言葉を使つたわけではないのであります。(拍手)

憲法九条の改正問題につきましては、憲法九条が自衛隊を持つことを不都合であるとは言つていないと思つております。それで自衛隊を現に持つております。しかしながら、憲法九条が幾多の誤解を生んでゐることも、これも事実でございますので、この誤解を明らかにすることがやはり日本国家のためになると思ひまして、現在におきましても憲法を改正したいという念は持つておるのであります。これは皆さんによく御相談をさせていただいて、そうして九条を適当に改正したいという希望は持つております。

その他の御質問に對しましては、重光外相より詳細にお答えすることにいたしたいと思ひます。

〔国務大臣重光葵君登壇〕

○国務大臣(重光葵君) 今の御質疑に對してお答えをいたします。

私の声明について、二つの声明を出した、これはどういふわけであるかというお話であります。私の出した声明は実は一つでございます。

〔発言する者多し〕

○議長(松永東君) 御静粛に願ひます。

○国務大臣(重光葵君)(続) しかし、私は、内閣のかわりますときに、対外関係を動揺せしめることは非常に国家のために不利益である、こう考えまして……

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(松永東君) 御静粛に願ひます。

○国務大臣(重光葵君)(続) それがために、私は詳細に私の考えるところを外国の新聞記者に説明をいたしました。その説明は私が発表した政策の説明に少しも違反はしていませんのであります。これは同じ趣旨でございます。そこで、それはどういふ趣旨であるかという、どちらも同じように、平和主義を堅持し、広く世界各国との友好関係の増進をはかるということを書いて、両方とも進めておるわけでありまして……

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(松永東君) 静粛に願ひます。

○国務大臣(重光葵君)(続) 中共貿易のことについて御質問がありました。私は、中共貿易は國家の負うておる義務に反せざる限り進めて行きたい、こ

ういふ考えをもつてお答えをいたしておる次第であります。国交回復は、今ただちに中共との国交回復を考へる時期ではないと考へております。しかし、貿易はできる範囲内において進めて行つた方が日本のために利益であると考えるのであります。これが中共貿易に関する答弁であります。

以上をもちまして私の答弁を終ります。

〔佐々木盛雄君登壇〕

○佐々木盛雄君 見解の相違は、ところを異にいたします。しかし、いたし方もないでございましょう。しかしながら、私は、ただいまの御意見を承つておきまして、ことごとくが了解のできないことばかりでありまして、あえて私はここで議論を闘わそうとはいいたしませんけれども、私の一身上の重大な問題で、まるで私が虚偽のことを申したとく申されますことは、まことに遺憾でございます。(拍手)ここにあらますことは、外務省によつて印刷された、わずかに数行の国内向けのものでございまして、ここにあらますものは、これは外務省が外務大臣の外交方針のステートメントとして正式に外国に向つて発表いたしましたものであります。この二つの内容はまるで別のものであります。同時に、相異なつたものの考え方の上に組み立てられたものであります。従つて、私は先ほど重光外相は二枚舌外交であるというのを申し上げましたが、重光外相が二枚舌外交であるということは、この壇上から、今如実に諸君の前に、かくのごとき事実を無視して、おくめんなく申されておることによつて御了承願ひたいと思ひます。こういうわけでありま

昭和二十九年十二月十七日 衆議院會議録第五号 政府のアジア外交方針に関する福田君の緊急質問

すから、私はあえてさらに質問をいたしません、こういふふうな国民を欺瞞するような不信行為を就任の早々において行われるならば、前途の外交方針やまさに思い半ばに過ぐるものがござります。(拍手)国際信用はきわめて重大でござりますから、今後かくのごとき欺瞞的行為のないように、嚴重に注意を喚起いたしまして、国民……(責任を追究しろ)と呼び、その他発言する者多し)この点を特につけ加えておきますが、さらに私は、先刻この壇上に立たれた重光外務大臣の御答弁は、その言語を聞きとるに苦しんだわけでありませう。どうかもう一度明白に御答弁を願いたいのであります。(拍手)

【國務大臣重光葵君登壇】
○國務大臣(重光葵君) お答えします。私の今の外国新聞記者に話したことは、この政府の聲明として発表したことは、これは日本向けにも外国向けにもともに発表したものでござります。その両方の趣旨は、趣旨において全部一致しております。(発言する者多し)少しもこれに矛盾はござりません。この説明によつて、外国各方面においては、新内閣の外交の方針について非常に了解を進めて来たことを特に認めるものであります。

政府のアジア外交方針に関する緊急質問(福田昌子君提出)
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、福田昌子君提出、政府のアジア外交方針に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

【議長(松永東君) 山中君の動議に御異議ありませんか。】
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政府のアジア外交方針に関する緊急質問を許可いたします。福田昌子君。
【福田昌子君登壇】
○福田昌子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府の主としてアジア外交に關しまする所信をたださんとするものであります。

○福田昌子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府の主としてアジア外交に關しまする所信をたださんとするものであります。鳩山総理は、組閣当初、新聞記者団の質問に答えまして、日本民主党は国民の信頼にこたへた選挙の結果できたものでもないし、しかも少数党内閣である、従つて、長期に政権の座にすわることは僥越であるので、なるべく早く解散して、あらためてその信任を国民に問いたい。——まことに当然のこととを正直に語られましたのでござります。私も、この一言で、さすがに鳩山総理だと一応うなずいたのであります。ところが、その後、この内閣におきましては、三十年度の予算を編成して国会に提出するとか、あるいはまた、最近におきましては、さらに、いかにも長期にわたつて政権を担当する内閣でもあるかのごとき錯覚を起させますところの政府の聲明、政見を次々に発表いたしました。ことに、去る十三日におきましては、非常に長期にわたる方針を定めた外交政策を発表されたのであります。

な長期政策の発表をする資格があるかどうかといふこととござります。(拍手)国民の信頼を受けていない選挙管理内閣としての少数党の鳩山内閣がこのような政権の発表をすること自体が、そも／＼皮肉にも鳩山総裁が最も警戒されておりましたところの僥越きわまる行為ではないでござります。いふか。(拍手)かりにこの際百歩あるいは二百歩を譲りまして、もし万一これからの選挙の結果生れるかもしれないところの第二次鳩山内閣のための政策としてこれを好意的に考えてみますと、その内容を検討いたしました。まず、この内閣の政策は、憲法改正、再軍備促進以外の点におきましては、何ら前吉田内閣の政策と根本的に大差は認め得ないのであります。(拍手)しいて差を挙げますれば、たとえば大臣公邸の廃止とか役人の麻雀を禁止するといつたような、一応大衆から見ますれば歓迎されそう、しかもいかにも人氣取り選挙対策ばかりであるのでござります。

また、首相は、いかにも庶民生活の理解者であり、社会保障制度にも前進させ得るような政策を持つておるといふようなことを宣伝されますが、期つて一兩日前に、勤労大衆のための減税措置に對しましては、日本民主党は、いち早く野党たる自由党と組まして、この減税措置法案に極力反対いたしましたのであります。このために、勤労大衆のための期末手当の減税措置は破れてしまいました。このことは、この内閣の本質をもうすでに暴露したものと云わざるを得ないのであります。(拍手)

このような内閣によつて発表されるところの政策は、新しいものといつたしましては主として選挙目当ての宣伝の政策であるのであります。これによりましてかえつて国民を誤らせらるものと云わなければならぬのでござります。もはや、今日に至りましては、最初のころ総理が披露せられましたような謙虚さというものはみじんもこの内閣には認め得ないのでござります。このゆえに、最近におきましては、世人も鳩山内閣はもつぱら選挙宣伝内閣ではないかといふことを申し上げるものでござります。(拍手)まつたおるでござります。国民生活の安定どころか、から手形ばかりを盛んに発行いたしまして、善良なる国民をかどわかして混乱させる無責任きわまるところの内閣と言わなければならぬのであります。(拍手)これでは吉田ワシントン内閣よりもつと悪質な反動的な内閣と言われてもしかたござりません。(拍手)この点に關し、鳩山総理の責任ある御答弁を承りたいのでござります。

次に、重ねて総理にお伺いいたしたいことは、総理は、去る十五日のラジオにおきまして、中共も国府もともに独立国であるといふことを言明されました。私は、一國の総理ともあろう方がまことに軽率な言を吐くものだと一応思つたのであります。この二つとも独立国とは一体どういふ意味であるか、この際お伺い申し上げておきたいのであります。しかし、また一方、正直な鳩山総理のこととござりますから、やはり本心をうつつかりして吐露されたものとも考えたのでござります。してみますれば、鳩山総理の心境は、ちつばけな亡命政権たる台湾政府

を承認して中共を承認しなかつたといふことは誤りであつた、無理であつたといふお考えがあつたことではないかと思われのでござります。さらに申し上げますれば、アメリカの圧力に屈しまして、中国の代表政權といつたしましてあえて台湾をとり、三年前吉田総理は吉田・アチソン書簡に制約されまして日華平和条約を締結いたしましたことはまことに軽率であつた、間違つておつたと考えておられるのではないかと思ひのでござります。この際、この点につきまして、総理の率直なる御意見を承らせていただきたいと存する次第でござります。(拍手)

事実、この日華条約を締結いたしましたことによりまして、日本は五億の人口を有する中共とは国交調整もはばまれ、貿易も大いに制限されて、わが国といつたしましては大なる損失を招いておるのでござります。ところで、総理は進んで中共を承認するより積極的な外交政策の転換を考慮しておられるかどうか、この点もこの際あらためて承つておきたいのでござります。この点に關し、昨日外務委員会で、重光外相は、日本がすでに国府を承認している以上、中共を國家とみなし得ないといふことを言明されたのであります。これらの点からいたしまして、はからずもすでに鳩山内閣は内閣にこのような不統一があるといふことが露呈されたのであります。(拍手)自由主義諸國に對しましては、英國、インド、ビルマあるいはまたスカンジナビア半島の諸國はすでに中共政府を承認いたしておるのでござります。しかも、これらの諸國は、その以前におきましては国府を承認しておつた國も

あるのであります。従いまして、政府は中共政府を承認しようという勇気さえありますならば、この承認は技術的にはさまで困難ではないと考えられるのであります。総理にこの英断が今日あるかどうか、これまた重ねて承つておきたいのであります。

次に、この中共に対しますところの閣内の不統一に対しましてはいかに対処されるおつもりであるか、この点も重ねて承らせていただきます。

また、中共貿易の促進は、今日では国民の総意であります。これをいつまでも民間に放置しておき得べきものではございません。このためには、進んで中共に通商代表部を相互的に設置いたし、あるいはまた政府が主体となりまして貿易協定などを結ぶ必要があるのではございません。また、ソ連につきましても、今日の新聞にもありますように、鳩山・重光声明に対しまして、日本との国交調整に対する用意があるというモロトフの回答がございました。これらに對しまして、日本政府として、さらにどのようにより積極的この国交回復、対ソ貿易に努力されるおつもりであるかどうか、この点も承つておきたいのであります。それとも、前吉田内閣同様、それはソ連の平和姿勢であるから警戒する必要があるとお考えになられまして、一挙にこれを排撃する御意思であるかどうか、これもお漏らし願いたいのでございます。

また、東南アジアの友好善隣關係はまず賠償問題の解決にあると考えられますが、政府はこれに對しましていかなる積極的な具体策をとろうとしておられるか。

さらに、平和の問題についてであります。平和に二つはございせん。アジアの平和愛好国は順次周・ネルの平和五原則に賛意を表しております。この周・ネルの平和五原則に對しまして、首相はいかなる見解をおとりになろうとしておられるか、またネルの外交政策に對してはどのようない見解をお持ちされるか、この点も重ねて承つておきたいのであります。

私も、選挙管理内閣である現鳩山内閣の外交政策につきまして、具体的一々の問題につきましてお尋ねするの必要を認めませんが、重光外相に對して一、二点お尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。

重光外交の基調をなすものは、自由党のそれと同じく、力のバランスの上立つ外交であると考えられます。事実、外相も、外交の絶対条件であることとくそのことを説いておられるのでございすが、そのなりやうが、国家が主権国として国際舞臺に立ちます場合には、まず何よりも軍備がものを言ひ、言いかえなすれば、外交は相かわらず軍備のうしろだてが必要であるということになりやう。軍備を主体とした外交がいかに危険なものであるかは、すでに古今の世界の外交史が物語つておるところでございす。すでに、日本自身は、かつてこの誤れた国策のもとに、今日の敗戦のうき運命をたどつておられるのでございす。ことに、外相個人におかれましては、さらに十分このことにおきまして反省されたいと思ふのであります。この際、力による外交の勝利、力による平和といふものは、再び同じく力によつて敗北し力によつて破壊されることがあることを私どもは考えねばなりません。しかしながら、外相は、相かわらず力のバランスの上に立つ外交を今後とも推し進めるだけでなく、さらに、そのために憲法を改正して、吉田内閣時代よりもつと積極的に軍備の強化をしようと思つておられるのであります。これでは、説明をいかに巧妙になされましても、その精神におきまして戦前の日本の外交と少しもかわりなく、何らの反省もないかのごとくしか考えられないのであります。戦前もまた日本外交の責任者であつた外相とされまして、かかる無反省にひとしい外交政策を今日もなおとらうとしておられる外相の外交政策に對しまして、私どもはまことに了解に苦しむのでございす。

そこでお尋ね申し上げたいのでございますが、外相は、十分考慮されまして上で、なおかつ戦前の日本の外交方針も決して誤まりでなかつたと考えておられるかどうかというこの点でございす。吉田・岡崎外交は国民からまことにはなほだしく非難され、きらわれましたが、その失敗いたしました最大の理由は、両者が世界の歯車の動きを無視いたしまして、世界情勢の判断を誤まつたこととございす。つまり、アメリカの軍備に依存いたしまして、反共を唯一の看板として、世界の動向たる自由国家群と共産主義諸国の共存を理解しようとしなかつた、この点にあるのでございす。そして、今日のアメリカの外交政策の世界的失墜の原因の一つにもなりました、あまりにも氣違ひじみたマッカーシーに代表されるような反共政策のアメリカ外交に追

随したこともありません。かかる従来の吉田外交におきましては、米・ソの対立が激化したし、戦争にでも相なりました場合におきましては、それは、民主主義陣營を防衛するという口実のもとにおきまして、アメリカの世界政策の一環としての日本が前線基地となり、また国連軍の名におきまして日本の青年の生命が奪われるであらうことは明らかでございす。ところで、重光外交もこれと同じ方向を踏襲されるのであるかどうか、この点も承つておきたいのであります。

重光外相が共産圏諸国との友好善隣の回復を希望されておりますことは、米国の圧力に屈しまして親米一辺倒、秘密独善外交に終始いたしました前岡崎外相が、かたくなに中共貿易の熱意を示さず、やる意思がないというきゆうくつな態度をとつておりました点から見ますれば、まことに一歩前進であり、私どもも大いに期待をいたしてゐる点でございす。しかし、かかる傾向は今日の世界の動向でございまして、決して重光外相が積極的、進歩的であるからではないのでございす。まさにこれは日本としても当然とらなければならぬ政策であるのでございす。ところで、このために今後さらにいかなる積極的政策をもつて臨まれるか、この点を詳細に承つておきたいのであります。先ほど、自由党から、この外交政策に對しまして非常なる御批判がございましたが、この御批判におびえて、当然のこの外交政策も引込めることがないかどうか、この点も重ねてお伺いしておきます。(拍手)

○議長(松永東君) 内閣総理大臣鳩山一郎君。総理席から御答弁になつてよろしゅうございす。

○國務大臣(鳩山一郎君) 許可を受けまして、この席から答弁させていただきます。(拍手)

ただいまの第一の、選挙管理内閣であるから、その外交につき内政について長期の計画を立てる資格がないようなお話がありましたけれども、日本は、外交においても内政についても一日も休止するわけには参りません。(拍手)日本はどういう方向にどういふ考えを持って進むかということは、政府としてはこれを国民に示す責任を持つておるのであります。ただ単に選挙を管理するといふだけでもつて一日の儉安をむさぼるわけには参らぬのであります。もちろん、選挙がありまして、わが党が第一党になりませんでしたならば、即日辭職をいたします。けれども、わが党は必ずや第一党をとるものと確信をいたして政治をやつておるわけでございす。(拍手)

次の中共の承認の問題につきましては、中共を独立国と申しましたことにつきましては、先刻佐々木君に答弁した通りであります。これを承認する勇氣があるかどうかという問題は、これは国際技術的要害を要する点と思ひますので、私はわかりません。これは外務大臣からお答えをいたいただくことにいたします。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) 私は軍備のみによつて外交をしようといふことを少しも考えておりません。私はすべての方法によつてこの平和外交を推進しようと考えておる。しかし、それには国

昭和二十九年十二月十七日 衆議院會議録第五号 日中兩國貿易協定改訂に関する戸叶里子君の緊急質問

力の背景が必要であることは当然言うをまかせません。その国力というのは、軍備だけではございません。すべてのことを含むのであります。その意味において、私は国力の増進をはかることが必要であると考えます。

それからまた、過去の外交について、むしろこれは成功した点もありましたし、失敗した点もある。大きな失敗をした点もむしろあるのである。それがために日本は悲境に陥つたことを認めざるを得ないのであります。

それから、共産国との国交の回復。私は、世界の平和を増進し緊張を緩和するためには、いかなる国とも、世界各國との間に友好関係を進めるといふことが平和政策の遂行であると確信するものであります。(拍手)従いまし、でき得るならば共産国との戦争状態も終結するように導くことが当然のことであると考えておる次第であります。(拍手)

日中兩國貿易協定改訂に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、戸叶里子君提出、日中兩國貿易協定改訂に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(松永東君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

日中兩國貿易協定改訂に関する緊急質問を許可いたします。戸叶里子君。

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 私は、鳩山民主党内閣の外交政策に対し、日本社会党を代表して若干の質疑を試みんとするものであります。(拍手)

長い間続いた吉田・岡崎外交が国民に最もきられた点は、秘密独善外交であり向米一辺倒であったからであります。この自主性のない外交を打破しなければならぬという国民の輿論が遂に勝ちを制して吉田内閣を退陣せしめたのであります。(拍手)従つて、新たに誕生した政府に国民が望んでおりますものは、昨日までの吉田・岡崎外交を清算し、もつと新味のあるもの、しかもそれが、日本の国際的地位を確立するとともに、世界の平和と結びつくため一歩前進したものを期待しているものであります。(拍手)それには、アメリカのみに追従した外交から広く眼を開き、他の国々との積極的な外交調整がなされなければなりません。一國の独立は経済自立なくして真の政治独立はあり得ないのであります。経済を自立せしめるためには貿易の振興こそ目下の急務であります。中共を含めたアジア各國との経済提携を真剣に考えなければ、日本の今日の経済的行き詰まりは打開できないのであります。従つて、清新な外交の躍動によつてのみ日本の経済の発展はあり得るのであり、この意味からして、新内閣がいかなる外交政策を持つか、このことは、国内のみならず、海外においても耳を傾けているのであります。

去る十日重光外相が外務大臣に就任するやいなや、ただちに秘密独善外交排撃の外交方針を明らかにし、統いて中共、ソ連國との貿易も国際義務に反

しない限りできるだけ拡大すべきであることと発表されたことは、きわめて意義のあることであります。(拍手)また、鳩山首相は、ぼくがソ連、中共と貿易したらよろうと言つたといふのでアメリカで心配をしているそふだが、これは心配でない、何も中ソと組んで自由主義陣営と争うというのではない、われわれが一番心配しているのは米ソ戦争で、これを防止するためには、交通、貿易を盛んにし、有無相通する必要があるのだ、ぼくの考え方をアメリカが了承すれば問題でないと言明しております。この鳩山首相及び重光外相の発言は、対中ソ貿易を大胆に打出して行くかのごとき感に一般に与えておりますが、一方において、重光外相は、対中ソ関係については、条約上の義務というか、外國との話合いでできた約束には反しない範囲内で、いかなる國とも貿易の増進をはかるという態度を示しております。これでは吉田・岡崎外交を踏襲するものであり、おそらくは現実的に一歩前進できない結果に導かれるおそれがあります。中ソとの貿易促進は、バトル法の極端な拘束を排してコムの線まで行くか、英國及び西歐諸國が実際に付てやる貿易と同じ程度の積極的な貿易をやるか、それは、既存の諸条約を改廃し、吉田・ダレス書簡等の制約を受けないようにならなければならないのであります。国民が重光外交に期待している点はこの点であります。従つて、中ソ貿易の障害となる諸条約の改廃に對して、具体的な見解を外務大臣からお示し願ひたいのであります。

(拍手)しかし、これは通産大臣にも重大な關係がありますので、通産大臣よりお答え願ひたいと思ひるのであります。

ここへただちに問題になるのは、中共貿易を軌道に乗せるといふことであります。国会議員団を初めとし、各界の人たちが中共に招聘され、大いに国民外交の成果をあげていることは御承知の通りであります。政府が中共承認の態度で動きがとれなくなつていた際に、国会議員団等が、国民外交の名において、昨午中共との貿易協定を行つて参りましたが、これも近くその期限が切れることになつております。これに對して政府はいかなる手を打とうとされるのであります。重光外相並びに石橋通産大臣にお伺ひしたいのであります。

次にお尋ねしたいのは、中共と國府との關係であります。一昨日の街頭録音で鳩山首相は中共も國府も二つの獨立國であると言われたのに対し、重光外相は、昨日の外務委員會で、中共を獨立主權國とは認める意思なく、従つて條約上中共を承認するところまでは進む考へのないことを明らかにしたのであります。但し、大陸に中共の存在することは認めないわけには行かないし、通商上、實際上の關係を國際條約に反しない限り進めたいといふ述べられたのであります。このように、鳩山首相と副總理の重光外相の間には答弁の食い違ひがあるのであります。一般に閣内の見解不統一の印象を与えたことはいふまでもありません。問題が小さいならば許すこともできましようが、事外交上の重大な問題であります。政府の最高責任者の間で意見が食い違ひことは断じて見のがすことができないのであります。(拍手)國民は、總理の言わ

んとする中共一つの獨立國なりとの言を信すべきか、外相の獨立國とは認めずを信すべきか、迷はれざるを得ません。この点、この際明確にしたいだきたいと思ひのであります。先ほど佐々木議員の質問に對しましてお答えがあつたようでございましたが、私の方には聞えませんでしたので、もう一度はつきり首相と外相の御答弁を願ひたいと思ひのであります。

重光外相の言明の裏には吉田・ダレス書簡の拘束を受けているのではないかと、日本の國交の回復はするが、中共との國交を回復する意圖のないことが約束されているのであります。その理由の第一は、國府が國連の加盟國で多數の國に認められてゐるからといふ点であり、第二に、中共は國連で侵略者とみなす決議を受けているといふことであり、第三は、中ソ同盟條約で日本を仮装敵國としてゐるからといふのであります。しかし、朝鮮事變下においてなされた吉田・ダレス書簡の時代と現在とは國際的な情勢の變化が起つております。インドシナ事變の解決後、世界の外交は、戦争手段を用いることなく、話合ひによる外交を推し進めようとしております。それゆゑに、重光外交の役割は、吉田・岡崎外交と異なつて、話合ひの外交としての成果を求めざるべきであります。昨日の外務委員會において、重光外相は、國府と中共とは一方を否定してゐるというむずかしい状態であるから取扱いが慎重になくなくてはならない、解決のかぎはその状態にあると言われましたが、このことは、状態の變化によつては中共も獨

立国として認めざるを得ないというところを意味するのか、それとも、国府の存在する限り永久に独立国とは認めず、ただ単に事実上の通商関係しか進められないとの見解か、この辺を明らかにしていただきたいと思うのであります。(拍手)

質問の第四はソ連との関係であります。モスクワ十六日発AFP電によれば、モロトフソ連外相は、十六日、日本政府はソ連との国交関係正常化の方向に措置をとる用意があるならば、ソ連政府も日本との国交関係を正常化するための実質的な措置をとる用意があると説明いたしました。右の説明は、去る十三日、日本はソ連並びに中共との関係の正常化を求めている旨を述べた重光外相の声明に答えたものであると、けさの朝日新聞は伝えております。この重光外相に答えた国交回復の用意ありとのモロトフソ連外相の説明に対し、いかにこたえんとされるのであります。これを承りたいと思ひます。

これに関連して考えさせられることは、去る十日のワシントンの電報は、駐米ソ連大使館の言明するところによると、千島のソ連主権を認めることが日ソ国交調整の第一歩であると言っており、これは、サンフランシスコ平和条約においても明らかでなく、千島のソ連帰属は認められないのであつて、過去の歴史から見ても千島は当然日本領であります。(拍手)戦時中の軍事謀略的なヤルタ秘密協定の拘束力は疑いを持たざるを得ません。従つて、ソ連筋のこのような言明に対し日本側の見解を明らかにしてやる必要ありと思ひますが、これに対して重

光外相はいかなるお考えをお持ちでありましようか。このことは民主党の外交政策の中にも掲げられているはずであり、この態度を表明する絶好の機会であります。(拍手)

しかし、ソ連、中共の外交方針は、むしろ領土問題や主権問題を別に、当面の貿易、漁業等を中心とした具体的経済問題による国交の調整を求めて来ております。一部ではこれをソ連、中共の平和攻勢と称してありますが、この現実の問題から国交調整を展開せんとする態度に対しては、率直に日本も誠意をもつて対処しなければならぬのであります。(拍手)鳩山首相が、最後の御奉公とばかり、吉田前首相とは異なり、ソ連、中共と胸襟を開いて手を握らんとしている際に、重光外相が霞ヶ関の官僚外交に固執してこれにブレーキをかけているようでは、日本の前進はできません。(拍手)単に無責任な鳩山放言として終らせないために、鳩山首相を助け、吉田・岡崎外交を打開し、自主独立外交を確立する決意のほどをこの際示していただきたいのであります。

これをもちつて私の質問を終る次第であります。(拍手)

【国務大臣重光葵君登壇】
○国務大臣(重光葵君) 中共関係の御質問にお答えします。中共関係……

「総理の答弁はどうか」と呼び、その他発言する者あり」

○議長(松永東君) 総理大臣には質問がございせん。それゆゑ外務大臣が御答弁をいたします。

○国務大臣(重光葵君)(続) 中共とは実質上において経済貿易関係を進めて行きたいということを外務委員会にお

いても説明をいたしました。今日中共と直接政府が交渉するという段取りにはまだなつておらぬと思ひます。しかし、その他の方法によつて得ることはたくさんございせん。すなわち、民間の交渉によつて実質的に貿易を伸長することが出来るわけであり、それを大いに助長してやりたいと思ひます。

吉田書簡のことについて申し上げますが、これは、お話の通りに、国際関係の変化に伴つてこれに適應する解釈はとらなければならぬのはむろんのこととでございます。しかし、たとい内閣がかつておつても、吉田書簡の存在する以上、これに対して十分尊重する処置をとらなければならぬことは明らかでございます。今日は、さういふ承認をするとかしないとかいうこと以前の実質上の経済関係を進めて行きたい、そして国際関係の大きく動くときのことに備へたい、こういう考えを持つてゐる次第でございます。

なお、ソ連の関係についてお話がありました。ソ連の調印を拒んで以來今日なお敵国の関係に在るのほかに遺憾であります。そこで、いかなる国とも平和関係を設定するといふことは、当然わが国の外交上心がけなければならぬ。そこで、新内閣の声明に呼応して、今ソ連から正常関係を回復したいといふことを申し出たのは、私は一つの前進であると思ひます。もしソ連関係を回復するといふ時機が来ましたならば十分に交渉をし、かつまた日本の領土権の確保についてはあくまで主張を維持する考えでございます。私は、今申しておる通りに、自主国民

外交を展開するといふことをかねて申しております。日本は今後大いに自主的に外交を展開せなければならぬと考えておる次第であります。(拍手)

○議長(松永東君) 内閣総理大臣鳩山一郎君。首相席から御答弁なさつてよろしうございせん。

○国務大臣(鳩山一郎君) 先刻戸叶君の質問中に、私が佐々木君に答えた答弁がよく聞えなかつたからという話でございました。それですから、もう一度繰返すことにいたします。

中共並びに国民政府を独立国と申しましたのは、国民政府は台湾に、中共政府は大陸に、おのづか政権を持つて、領土と人民を支配しておるから、その事実を認めて独立国と言つた趣旨であります。(拍手)これを承認するかしなにかという問題は、国際上いろいろ技術を必要とする問題であるから、これは外務大臣に答弁をお願いいたします。こゝろ答えたのであります。御了承願ひます。(拍手)

【国務大臣石橋湛山君登壇】
○国務大臣(石橋湛山君) お答えいたします。昨年締結されました日中貿易協定は、当時日本政府が関与することなくできました。その結果、締結品目中には相当に現在禁止されておるものがございまして、そのために、日本政府としては、せつかくの協定であります。ただちに輸出許可をすることができない、こういうようなはめに現在陥つておるわけであり、す。しかし、政府としては、むしろあらゆる方面に貿易の伸長を希望してゐるのであります。この日中貿易協定の趣旨に沿ひまして、国際的信義にもとらなないような方法によりまして、今後

できるだけ広汎に禁止品目の解除等に努力をいたすつもりであります。どうぞ御了承願ひます。(拍手)

中国通商使節団招請に関する決議案(中村高一君外二十四名提出)

（委員会審査省略要求事件）
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、中村高一君外二十四名提出、中国通商使節団招請に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松永東君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

中国通商使節団招請に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明を許します。小川平二君。

中国通商使節団招請に関する決議案

中国通商使節団招請に関する決議案

日中貿易促進のため、中国通商使節団の招請実現につき、政府は、適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

【小川平二君登壇】
○小川平二君 ただいま議題となりました中国通商使節団招請に関する決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

まず決議の案文を朗読いたします。

中国通商使節団招請に関する決議

案 日中貿易促進のため、中国通商使節団の招請実現につき、政府は、適切な措置を講ずべきである。右決議す。

以上でございます。

わが国と中国との貿易関係の促進は、両国の歴史的、地理的關係にかんがみましますとき、本来きわめて自然な、かつ望ましいものであることは申すまでもございせんが、今日にありましては、国際情勢を反映するやむを得ざる政治的制約のために、両国の輸出入取引はきわめて不満足な規模並びに方法において行われておるにすぎないのであります。しかしながら、少くとも現状のもとにおいて可能な限りこれを増進に努めることは、今日喫緊の課題であると信ずるものでございす。

もちろん、対中共貿易の発展には、今日のところ一定の限界を認めざるを得ません。なるほど、過去における日中両国の貿易関係は、その最も盛んなるときにおいて、日本の全輸出額において占める対中国輸出の比重が三割以上にも達した実績を有しております。しかしながら、戦前における日中の貿易は、いわば帝国主義の日本といわゆる半植民地支那との間に行われた不平等貿易であり、両国の立場が変化し、産業構造もそれ／＼顕著な変化を遂げておる今日にあつて、過去の実績をもつてただちに将来を卜することはできません。従つて、これに對しまして今日ただちに大なる期待をつなぐことは困難であらうと存するのであります。しかしながら、このことはわれ／＼が

この問題に無関心であつてよいということにはなりません。ことに、かの国における工業化が逐次進展しつつある事実にかんがみるとき、なおさらそうであると申さなければならぬのであります。わが国とひとしく自由主義陣営に属する国のうちにあつても、西ドイツのごとき、その対中共輸出は、一昨年と昨年を對比いたしますとき、実に二十数倍という躍進的な発展を遂げておるのであります。ひとりわが国のみが拱手傍観して立ち遅れておるときは、現に次第に拡大しつつあるこの市場は、われ／＼に對して長くございられないという結果ともなりかねないのであります。従ひまして、でき得る限り対中共の貿易を増進し、現にこれを阻害している諸要因を除き去る努力をすることは、きわめて必要なことと申さねばならぬのであります。

このための手段としては、すべてに先んじてまず両国の実業家の交流を活発にすることが必要であることは、これまで申すまでもございせん。しかるに、今日まで、わが方からはすでに数回政治家並びに実業家がかの地に渡つておるのであります。が、先方からはかつて貿易関係者の来日の機会が与へられておらないのでございす。先般国会における各党を網羅した議員団が中国を訪問した際においても、先方の関係当局は最も強くこのことを要望し、当方もまたこれが実現のため最善の努力をいたすべき旨を約束して来た次第でございます。

本件は、去る十六日中村高一君外二十四名より貿易振興に関する調査特別委員会に提出せられ、全会一致をもつて可決を見たのであります。政府は對

中共貿易の促進に努力すべき旨を再三言明をいたしております。はたして真にしかば、これがための不可欠の前提であり、しかもただちに実行可能なるところの前述の措置をすみやかに講ぜられることを強く希望する次第であります。

以上をもつて提案趣旨の説明といたします。(拍手)

○議長(松永東君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。通商産業大臣石橋湛山君。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) ただいまの御決議の趣旨につきましては、すでに委員会でも申し上げました通り、政府としては十分努力いたすつもりでありますから、どうぞ御了承願います。(拍手)

第一 日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求める件

第二 日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求める件

○議長(松永東君) 日程第一、日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求める件、日程第二、日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求める件、右両件を一括

して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長喜多壯一郎君。

〔總理はどうしたと呼ぶ者あり〕

○議長(松永東君) 總理大臣はセイロンの首相出迎へのため退席せられまして、御了承願います。

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求める件

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とビルマ連邦との間の平和条約

ビルマ連邦政府は、千九百五十二年四月三十日に宣言により日本国とビルマ連邦との間の戦争状態を終結したので、

日本国政府及びビルマ連邦政府は、国際連合憲章の原則に適合して、両国民の共通の福祉の増進並びに国際の平和及び安全の維持のため友好的な連携の下に協力することを希望するので、

よつて、日本国政府及びビルマ連邦政府は、この平和条約を締結することに決定し、このため、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国政府

ビルマ連邦政府

ビルマ連邦外務大臣 岡崎勝男

ビルマ連邦外務大臣代理 チョウ・ニエン

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条 日本国とビルマ連邦との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の關係が存在するものとする。

第二条 ビルマ連邦は、この条約の効力発生の後一年以内に、日本国とビルマとの間に適用されてきた戦前の二国間の条約又は協約のうちいずれを引き継いで有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけで、引き継いで有効とされ、又は復活される。こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇月で、引き継いで有効なもののみなされ、又は復活され、かつ、国際連合事務局に登録されるものとする。日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廃棄されたものとみなす。

第三条 両締約国は、その貿易、海運、航空その他の通商の關係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

第四条 日本国は、ビルマ連邦が希望するときは、公海における漁鯊の規制又は制限並びに漁場の保存及び開発について規定する協定を締結するため、ビルマ連邦と交渉を開始することに同意する。

第五条 1 日本国は、戦争中に日本国が与えた損害及び苦痛を償うためビルマ連邦に賠償を支払う用意があり、また、ビルマ連邦における経済の回復及び発展並びに社会福祉の増進に寄与するため協力する意思を有する。しかし、日本国が存

立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、戦争中に日本国がビルマ連邦その他の国に与えたすべての損害及び苦痛に對し完全な賠償を行い、かつ同時に、日本国の他の債務を履行するために充分でないことが承認される。

よつて、

(a) (I) 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の価値を有する日本人の債務及び日本国の生産物を、十年間、賠償としてビルマ連邦に供与することに同意する。

(II) 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均五百万アメリカ合衆国ドルに等しい十八億円の価値に達する日本人の債務及び日本国の生産物を、十年間、ビルマ連邦の政府及び国民の使用に供することに同意する。行われる経済協力を容易にするため、あらゆる可能な措置を執ることに同意する。

(III) 日本国は、また、他のすべての賠償請求国に対する賠償の最終的解決の時に、その最終的解決の結果と賠償総額の負担に向けることができる日本国の経済力とに照らして、公正なかつ衡平な待遇に對するビルマ連邦の要求を再検討することに同意する。

(b) (I) ビルマ連邦は、この条約の効力発生時にその管轄内にある日本国及び日本国民（法人を含む）のすべての財産、

権利及び利益を差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有する。この(I)に掲げられる財産、権利及び利益は、現在、封鎖され、若しくは名義を変えられており、又はビルマ連邦の敵産管理当局の占有若しくは管理に係る財産、権利及び利益で、同当局の管理の下におかれた時に日本国又は日本国民（法人を含む）に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

次のものは、(I)に定める権利から除く。

(i) 日本国政府が所有し、かつ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具、用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの。

(ii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、かつ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用された財産。

(iii) 日本国とビルマ連邦との間における千九百四十五年九月二日後の貿易、金融その他の関係の再開の結果としてビルマ連邦の管轄内にはいつた財産、権利及び利益。

(iv) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する

有体財産に関する権利、權原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。ただし、この除外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

(II)に例外として掲げられた財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならぬ。これらの財産が清算されているときは、その代金を返還しなければならぬ。

(IV) (I)に定める財産を差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利は、ビルマ連邦の法律に従つて行使されるものとし、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有するものとする。

2 ビルマ連邦は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、戦争の遂行中に日本国及びその国民が執つた行動から生じたビルマ連邦及びその国民のすべての請求権を放棄する。

第六条

日本国は、この条約の効力発生の後九箇月以内に申請があつたときは、その申請の日から六箇月以内に、日本国にあるビルマ連邦及びその国民の有体及び無体財産並びに種類のいかんを問はずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までとの間のいずれかの時に日本国にある

つたものを返還するものとする。ただし、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りでない。

前記の財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課徴金を免除し、かつ、その返還のための課徴金を課さずに返還しなければならぬ。

所有者により若しくは所有者のために又はビルマ連邦政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。

前記のいずれかの財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、かつ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国の連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の定める条件よりも不利でない条件で補償されるものとする。

第七条

1 両締約国は、戦争状態の存在が、戦争状態の存在前にあつた債務及び契約（債券に関するものを含む）並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民がビルマ連邦の政府若しくは国民に對して、又はビルマ連邦の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に對して負つているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。両締約国は、また、戦争状態の存在が、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体の傷害若しくは死亡に關して生じた請求権で、日本国政府がビルマ連邦政府に對して、又はビルマ連邦政府が日本国政府

に對して提起し、又は再提起するものを、その根拠の当否に應じて、検討する義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。

2 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言した日本国の団体の債務に關する責任とを確認し、また、これらの債務の支払再開に關してその債権者とすみやかに交渉を開始する意思を表明する。

3 両締約国は、他の戦前の請求権及び債務に關する交渉を促進し、かつ、これに應じて金額の支払を容易にするものとする。

第八条

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたビルマ連邦及びその国民に對する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

2 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本の船舶に關してビルマ又はビルマ連邦が執つた行動から生じた請求権並びにビルマ又はビルマ連邦の手中にあつた日本人の捕虜及び被抑留者に關して生じた請求権及び債権が含まれる。ただし、千九百四十五年九月二日以後に制定されたビルマ又はビルマ連邦の法律で特に認められた日本国民の請求権を含まない。

第九条

この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、まず交渉により解決するものとし、交渉の開始の時から六箇月の期間内に解決に至らないときは、いずれか一方の締約国の要請によ

り、国際司法裁判所に決定のため付託されたものとする。

第十條

この条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日効力を生ずる。批准書の交換は、東京でできる限りすみやかに行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十四年十一月五日にラングーンで本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男 (署名調印)

ビルマ連邦のために

チヨウ・ニエン (署名調印)

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定

日本国及びビルマ連邦は、千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約(以下「条約」といふ)第五条1(a)の規定の実施に関する協定を締結することを希望し、よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一條

1 日本国は、年平均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の価値を有する日本人の役務及び日本国の生産物を、条約の効力発生の日から十年間、賠償としてビルマ連邦に供与するものとする。

2 日本国は、年平均五百万アメリカ合衆国ドルに等しい十八億円の価値に達する日本人の役務及び日本国の生産物を、条約の効力発生の日から十年間、日本人とビルマ連邦の政府又は国民との共同事業の形式で使用に供することににより行われる経済協力を容易にするため、あらゆる可能な措置を執るものとする。

3 1及び2にいう役務及び生産物は、この協定の附屬書に掲げられ、かつ、原則として同意されたビルマ連邦の経済の回復及び発展並びに社会福祉の増進のため供与し、又は使用に供するものとする。供与され又は使用に供される役務及び生産物は、両政府の合意により決定されるものとする。

第二條

1 ビルマ連邦は、この協定の第一条の規定を円滑に実施するため必要な措置を執るものとする。

2 ビルマ連邦は、日本国がこの協定の第一条1にいう役務及び生産物を供与できるようにするため、利用することができる現地の労務、資材及び設備を提供するものとする。

3 ビルマ連邦は、ビルマ連邦の政府及び国民がこの協定の第一条2にいう経済協力が円滑に行われるように共同事業の資本のうちその

当然負担すべき部分を提供することを約束する。

4 ビルマ連邦は、この協定に基いて供与され、又は使用に供される日本国の生産物を、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、ビルマ連邦の領域から再輸出されないようにすることを約束する。

第三條

1 この協定の第一条にいう共同事業におけるビルマ連邦の政府又は国民の持分又は所有株式の割合は、当事者間で別段の合意をした場合を除くほか、六十パーセントより少なくないものとする。

2 共同事業における日本人の持分又は所有株式は、個々の契約が結ばれる時にビルマ連邦政府がその日本人に対して取用しないことにつき保証を与えた期間中は取用されることはないものとする。

3 ビルマ連邦政府が共同事業における日本人の持分又は所有株式を前記の保証期間の経過後に取用し、よりするときは、その取用は、前記の個々の契約が結ばれる時に同政府が定めなければならない条件に従つてのみ行われるものとする。

第四條

4 ビルマ連邦政府は、前記の取用に對する補償金、共同事業における日本人の持分又は所有株式の売却代金、その持分又は所有株式から生ずる利子及び配当金並びに日本人が共同事業から受取る俸給その他の所得の日本国への送金を、個々の契約が結ばれる時に同政府が定めなければならない条件に従つて許可するものとする。

第五條

この協定の実施に関する細目は、両政府の協議により合意されるものとする。

この協定の批准について承認を述べるの件外一件

第六條

1 この協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。両政府がこうして解決することができなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両国のうちいずれかの国の国民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が他方の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日以内に一人の仲裁委員を任命しなければならない。第三の仲裁委員については、前記の期間の後の三十日の期間内に合意されなければならない。

2 両国は、前項の規定に基いて行われた決定に従うことを約束する。

第七條

この協定は、それぞれの国により、その国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

第八條

この協定は、それぞれの国に、その国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

第九條

この協定は、それぞれの国に、その国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

千九百五十四年十一月五日にラングーンで本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男(署名)

ビルマ連邦のために

チヨウ・ニエン(署名)

附屬書

- 1 水力発電所の建設
- 2 製鉄所の建設
- 3 港湾施設の復旧
- 4 病院の建設及び医療の提供
- 5 ビルマ人の技術者及び学生の日本国における教育
- 6 ビルマ人の技術者のビルマにおける技術訓練
- 7 肥料工場の建設
- 8 鉄道の復旧
- 9 造船所の建設
- 10 爆薬及び砲弾の製造
- 11 セメント工場の建設
- 12 塩田の開発
- 13 砂糖工場の建設
- 14 河川運送施設の復旧
- 15 非鉄金属工場の建設
- 16 機械工場の建設
- 17 電気通信施設の復旧
- 18 両政府間で合意される他の生産物及び役務の提供
- 19 交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の第一条2に關し、日本国が、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、同項にいう役務及び生産物の一部で年平均二百万アメリカ合衆国ドルに等しい七億二千万円の価値に達するものを、十年間、ビ

ルマ連邦政府に対する貸付の形式で同政府の使用に供する用意があることを日本国政府に代つて申し述べる光栄を有します。その貸付の条件(償還の条件及び利率を含む)は、同様の貸付に対して国際復興開発銀行が当該時に定めている条件を考慮して、両政府の合意によつて決定されることとなります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年十一月五日にラングリンで

岡崎 勝男 (署名)

ビルマ連邦外務大臣代理
ウ・チヨウ・ニエン閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年十一月五日付の閣下の次のとおりの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本大臣は、本日署名された日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の第一、第二に關し、日本国が、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、同項にいう役務及び生産物の一部で年平均二百萬アメリカ合衆国ドルに等しい七億二千萬円の価値に達するものを、十年間、ビルマ連邦政府に対する貸付の形式で同政府の使用に供する用意があることを日本国政府に代つて申し述べる光栄を有します。その貸付の条件(償還の条件及び利率を含む)は、同様の貸付に対して国際復興開発銀行が当該時に定めている条件を考慮して、両政府の合意によつて決定されることとなります。

つて決定されることとなります。

本大臣は、閣下が前記の書簡で述べられたことに対して深く感謝いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年十一月五日にラングリンで

チヨウ・ニエン (署名)

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

「喜多壯一郎君登壇」

○喜多壯一郎君 たいま議題となつております第一の案件、すなわち日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件と、第二の案件、すなわち日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件、この二つの案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びにその結果を報告いたします。

まず日本国とビルマ連邦との間の平和条約と賠償及び経済協力の協定とを結ぶに至つたその間のいきさつについて一言いたしますが、もと／＼わが国はサンフランシスコ平和条約の当事国でないビルマ連邦との間に正式の国交を開くために交渉を重ねておりましたが、その交渉過程では、賠償問題が常に難点として両国間の交渉を妨げておりました。ところが、本年八月ビルマ連邦親善使節団がわが国に参りま

したのがよい機会となりまして、賠償問題についてビルマ連邦側と密接な交渉を続けることができた結果、むすかしかつた賠償問題も解決して、九月二十五日に平和条約の中の賠償関係事項と両国間の賠償と経済協力の協定との仮調印が行われ、次いでラングリンにおける両国間の平和条約についての交渉折衝となりました。これもまたわが方とビルマ側との両国間に一致を見ましたので、十一月五日に本平和条約と賠償及び経済協力の協定の二つがラングリンで正式に調印された次第であります。

本条約の内容は、前書きのほかに、本文が十箇条、それとあと書き、この三つの体裁から成り立つております。また、条約のうち平和条約は、賠償関係の条項のほかに、さきに締結いたしました日印平和条約、すなわち日本とインドとの平和条約と大体同じ内容であると申してよいと思ひます。また、賠償及び経済協力の協定によりますと、日本は、ビルマ連邦に対して、今後十年間にわたつて、賠償として毎年平均二千万ドル、米貨の二千万ドルすなわちわが七十二億円の価値ある日本人の役務と日本国の生産物とを提供するとともに、さらに経済協力としては、一年平均五百萬ドル、アメリカのドルすなわちわが十八億円の価値に相当する日本人の役務と日本国の生産物とをビルマ連邦の使用に提供することとなつております。それにまた、わが国の負担する義務に対応するビルマ連邦側の協力すべき事項なども具体的に列挙されております。

なお、本平和条約と経済協力に関する協定は、ビルマ連邦側はすみやかに実施することを積極的に希望しておるものとありまして、明年二月にはビルマ側は国会明けの国会早々批准承認の模様であると伝えられます。近來の外交上の慣例として日本側でも批准を急ぐ必要がありまして、去る十五日日本外務委員会に付託され、翌十六日にただちに委員会を開き、慎重に審議を続けて参りました。委員会のこまかいことは委員会の会議録について御了承願ひます。

委員会は、政府側の説明を聞き、活発な質疑応答の後討論に入りました。自由党は富田健治君、日本民主党は並木芳雄君、日本社会党は細迫兼光君、日本社会党は戸叶里子君が、それ／＼各党派を代表して賛成の意見を述べられました。よつて、二つの案件を一括して採決いたしますと、委員会はその全員異議なく承認すべきものと議決いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松永東君) 両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(松永東君) 起立総員。よつて両件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣委員長提出、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程

し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松永東君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。内閣委員長猪俣浩三君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「二年八月」を「二年八月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔猪俣浩三君登壇〕

○猪俣浩三君 たいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、趣旨を御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

本案は、十二月十七日内閣委員会提出にかゝるものでありまして、さきに公務員の在職年に対する加算制度は原則として廃止されたのであります。蒸気機関車乗務員等のごとくに特に不健康かつ危険な業務に従事する職員の加算制度については別途措置せらるることとなつてまいりましたので、その成

昭和二十九年十二月十七日 衆議院會議録第五号 昭和二十八年年度、昭和二十九年年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

案の実現までその人々の在職年に対する加算を認めることに第十九国会において恩給法の改正を行つたのでありますが、昭和三十年三月三十一日をもつてその効力がなくなりますので、さらに一年その効力期間を延長し、もつて移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが本案の要旨であります。

何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(高津正道君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(高津正道君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

昭和二十八年年度衆議院予備金支出
昭和二十九年年度衆議院予備金支出
の件(承諾を求めるの件)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和二十八年年度、昭和二十九年年度衆議院予備金支出の件を議題となし、この際議院運営委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(高津正道君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(高津正道君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事三和精一君。

報告書

一、昭和二十八年年度衆議院予備金支出の件
昭和二十九年年度衆議院予備金支出の件
右件につき本院の承諾を求めるため

報告する。
昭和二十九年十二月十七日
議院運営 菅家 喜六
委員長 松永東殿

昭和二十八年年度衆議院予備金支出
昭和二十九年年度衆議院予備金支出
昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度国会予備金から、昭和二十八年十二月十日以降同二十九年十二月九日までの間において支出した金額は左の通りである。

支出総額	
内	昭和二十八年年度 四、九二五、四四九円
内	昭和二十九年年度 五、一〇三、三四三円

科 目	支出額	理由及内訳	議院運営委員会承認年月日
昭和二十八年年度国会所管(組織)衆議院(項)衆議院予備金	四、九二五、四四九円	昭和二十九年三月二十七日	
4 超過勤務手当	三、二八二、四二四円	超過勤務手当の予算に不足を生じこれが補足のた	昭和二十九年三月二十七日
5 弔 慰 金	一、六四三、〇二五円	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため 故議員原彪君分 同年一月二十歳費一箇年分相当額 九六、〇〇〇円 故議員熊本虎三君分 同年二月二日歳費一箇年分相当額 九六、〇〇〇円 議案類印刷費の予算に不足を生じこれが補足のた	同年三月二十七日
9 議案類印刷費	九六、〇〇〇円		
外に第十九国会において支出承諾済額	六、九七〇、四七四円		
合 計	七、〇〇〇、〇〇〇円		
差引予算残額	二、〇三〇、五二六円		

昭和二十九年年度国会所管(組織)衆議院(項)衆議院予備金	5 弔 慰 金	6 諸 謝 金	9 消耗器材費	通 信 費	自動車其他借料	雑役務費	賄 料	予 算 額	差引予算残額
三、二八二、四二四円	一、六四三、〇二五円	二、四四六、〇〇〇円	一、六八八、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇三〇、五二六円
在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため 故議員菊川忠雄君分 昭和二十九年十一月二十九日歳費一箇年分相当額 九六、〇〇〇円 故議員富吉榮二君分 同 上 歳費一箇年分相当額 九六、〇〇〇円 故議員金子與重郎君分 同 上 歳費一箇年分相当額 九六、〇〇〇円	昭和二十九年三月二十七日	昭和二十九年三月二十七日	昭和二十九年三月二十七日	昭和二十九年三月二十七日	昭和二十九年三月二十七日	昭和二十九年三月二十七日	昭和二十九年三月二十七日		

○三和精一君登壇
ただいま議題に供せられました昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度衆議院予備金支出の件について御説明いたします。

昭和二十八年年度衆議院予備金のうち、昭和二十八年十二月九日までに支出された分については、すでに第十九国会において御承諾を得ておりますから、これを除き、今回御承諾を得る分は、その後支出された四百九十二万五千四百四十九円と、昭和二十九年年度衆議院予備金のうち、昭和二十九年十二月九日までに支出された五百十万三千三百四十三円とであります。その費途は、予備金支出の報告書に詳記してあります通り、昭和二十八年年度の方は、職員に支給する超過勤務手当と議案類印刷費の予算に不足を生じ、これを補うため支出した経費と、在職中逝去された議員の遺族に対して贈つた弔慰金であります。また、昭和二十九年年度の分は、これもまた在職中逝去された議員の遺族に贈つた弔慰金と、故名譽議員尾崎行雄君逝去の

ため衆議院執行に要した経費であり
ます。

以上いずれも議院運営委員会の承認
を得て支出されたものでありますから、
御承諾あらんことを希望いたします。
(拍手)

○副議長(高津正道君) 本件は承諾を
与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(高津正道君) 御異議なしと
認めます。よつて承諾を与えるに決し
ました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
外務大臣 重光 葵君
通商産業大臣 石橋 湛山君
國務大臣 三好 英之君
出席政府委員

内閣官房長官

根本龍太郎君

朗読を省略した報告

一、去る十五日大池事務総長から芥川
参議院事務総長、根本内閣官房長官
及び宇佐美宮内庁長官宛、本院にお
いて副議長選挙の結果、次の通り当
選した旨通知した。

副議長 高津 正道君

一、去る十五日芥川参議院事務総長か
ら大池事務総長宛、参議院は参議院
兩院法規委員鶴見祐輔君の辞任を許
可し、その補欠として加藤武徳君を
選挙した旨の通告書を受領した。
一、去る十五日芥川参議院事務総長か
ら大池事務総長宛、参議院は裁判官
弾劾裁判所裁判員及び同予備員の補

欠を次の通り選挙し、予備員の職務
を行う順序を頭書のように決定した
旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

(補見義男君議員資格消滅に伴
う補欠)

竹下 豊次君

同予備員

(大谷實雄君議員資格消滅に伴
う補欠)

第一順位 大谷 實雄君

(加瀬完君辞任に伴う補欠)

第三順位 中山 福蔵君

(三好英之君辞任に伴う補欠)

第四順位 須藤 五郎君

一、昨十六日衆議院規則第十四条但書
により議長において議席を次の通り
変更した。

二

東京都第六区
選出議員

高津 正道君

原 彪君

一、今十七日衆議院規則第十四条但書
により議長において議席を次の通り
変更した。

一四四 亘 四郎君

一二九 安井 大吉君

一三四 秋山 利恭君

一五九 宮原幸三郎君

一、去る十五日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 岡本 忠雄君(理事岡本忠
雄君去る十四日委員辞任
につきその補欠)

外務委員会
理事 並木 芳雄君(理事並木芳
雄君去る十四日委員辞任
につきその補欠)

理事 戸叶 里子君(理事戸叶里
子君去る十四日委員辞任
につきその補欠)

文部委員会

理事 早稲田柳右エ門君(理事池
田正之輔君去る昭和二十
八年十二月八日委員辞任
につきその補欠)

農林委員会
理事 田子 一民君(理事網島正
興君去る十三日委員長就
任につきその補欠)

理事 川俣 清吉君(理事川俣清
吉君去る六日委員辞任に
つきその補欠)

経済安定委員会
理事 伊瀬幸太郎君(理事菊川忠
雄君去る九月二十六日死
去につきその補欠)

一、去る十五日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

人事委員 佐々木盛雄君

地方行政委員 小川 豊明君

外務委員 麻生太賀吉君 長谷川 峻君

文部委員 萩元たけ子君

厚生委員 辻 寛一君

農林委員 中川源一郎君 福田 昌子君

足立 篤郎君 佐藤善一郎君

松岡 俊三君 山本 友一君

水産委員 前田 正男君

経済安定委員 岡田 五郎君 尾崎 末吉君

予算委員 阿部 五郎君

葉梨新五郎君

議院運営委員

田淵 光一君 岡田 春夫君

一、去る十五日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 麻生太賀吉君

地方行政委員 阿部 五郎君

外務委員 山本 友一君

農林委員 佐々木盛雄君 辻 寛一君

文部委員 福田 昌子君 長谷川 峻君

厚生委員 佐藤善一郎君 萩元たけ子君

経済安定委員 塚田十一郎君 足立 篤郎君

予算委員 篠田 弘作君 松岡 俊三君

倉石 忠雄君 小川 豊明君

議院運営委員 天野 公義君 小林 信一君

一、昨十六日常任委員会において、次
の通り理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 中村 梅吉君(理事花村四
郎君昨十六日理事辞任に
つきその補欠)

理事 山本 正一君(理事高橋誠
一君昨十六日理事辞任に
つきその補欠)

水産委員会

理事 松田 鐵藏君(理事小高熹
郎君昨十六日理事辞任に
つきその補欠)

運輸委員会

理事 岡田 五郎君(理事岡田五
郎君去る六日委員辞任に
つきその補欠)

理事 山口丈太郎君(理事山口丈
太郎君去る三日委員辞任
につきその補欠)

理事 中居英太郎君(理事竹谷源
太郎君去る十三日委員長
就任につきその補欠)

労働委員会

理事 多賀谷貞稔君(理事多賀谷
貞稔君去る六日委員辞任
につきその補欠)

一、昨十六日議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。

内閣委員 鈴木 義男君

地方行政委員 保岡 武久君 山本 友一君

外務委員 池田正之輔君

文部委員 前田榮之助君

農林委員 稲富 稜人君

水産委員 木村 武雄君 塚田十一郎君

中村 清君 濱田 幸雄君

長 正路君 田中幾三郎君

運輸委員 德安 實藏君 中居英太郎君

郵政委員 増田甲子七君 田中織之進君

労働委員 篠田 弘作君 赤松 勇君

大西 正道君 前田榮之助君

経済安定委員 武田信之助君

決算委員 岡田 勢一君

一、昨十六日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 中居英太郎君

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より説明聴取及び意見の聴取、資料の蒐集等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十五日

文部委員長 越智 茂
衆議院議長松永東殿

一、調査する事項

- 一、食糧に関する事項
- 二、肥料に関する事項
- 三、畜産に関する事項
- 四、蚕糸に関する事項
- 五、農地に関する事項
- 六、林野に関する事項
- 七、農林金融に関する事項
- 八、農業団体に關する事項

二、調査の目的

農林業の実情を調査し、その振興対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十五日

農林委員長 綱島 正興
衆議院議長松永東殿

一、調査する事項

国政調査承認要求書
日本経済の総合的基本施策に関する事項

二、調査の目的

経済安定に関する総合的基本施策並びに関係各行政機関の総合調整に関する施策を適正にするため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十五日

経済安定 中村庸一郎
委員長
衆議院議長松永東殿

一、調査する事項

- 一、歳入歳出の実況に関する事項
- 二、国有財産に関する事項
- 三、政府関係機関の収支に関する事項
- 二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面より意見聴取、調査報告及び参考資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十五日

決算委員長 庄司 一郎
衆議院議長松永東殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十六日いずれもこれを承認した。

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、自衛隊に関する事項

三、調査の目的

国の行政の改善に資するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明並びに意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十六日

内閣委員長 猪俣 浩三
衆議院議長松永東殿

一、調査する事項

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務及び檢察行政に関する事項
- 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
- 四、上訴制度及び違憲訴訟手続に関する事項
- 五、外国人の出入国に関する事項
- 六、交通輸送犯罪に関する事項
- 七、弁護士法及び執行費用に関する事項
- 八、戦犯服役者に関する事項

二、調査の目的

法務行政、檢察行政及び裁判所の司法行政等の適正を期するため

二、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十六日

法務委員長 馬場 元治
衆議院議長松永東殿

一、調査する事項

- 一、電気事業及びガス事業に関する事項
- 二、通商に関する事項
- 三、中小企業に関する事項
- 四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業及び特許に関する事項
- 二、調査の目的

通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十六日

通商産業 松浦周太郎
委員長
衆議院議長松永東殿

一、調査する事項

一、陸運、海運及び空運に関する事項

二、観光に関する事項

二、調査の目的

一、陸運、海運及び空運の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

二、運輸に關して観光事業の発達改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より意見並びに説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月十六日

運輸委員長 竹谷源太郎
衆議院議長松永東殿

一、今十七日提出した緊急質問は次の通りである。

外交方針に関する緊急質問（佐々木盛雄君提出）

政府のアジア外交方針に関する緊急質問（福田昌子君提出）

日中両国貿易協定改訂に関する緊急質問（月叶里子君提出）

昭和二十九年十二月十七日 衆議院會議録第五号

四〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
送料別

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三〇〇
振替東京一九〇〇官報課